

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
1 地域保健課	1 収入事務について (1) 徴収事務 ア 手数料徴収に適切でないものがあつた。 予防接種済証明書の交付をする際は、手数料条例第3条第1項の規定に基づき、その交付の際に手数料を納付させなければならないが、交付の際に受領していなかつた。	措置 (完了)	手数料徴収につきましては、手数料条例第3条第1項の規定に基づき、証明書交付の際に手数料を納付させるよう改めました。 今後は、法令を遵守し、適正に事務処理を行ってまいります。 平成29年3月21日措置通知 市長
2 こども育成課	イ 歳入の徴収を私人へ委託する際の事務に誤りがあつた。 歳入の徴収を私人へ委託する際は、財務規則第40条の規定に基づき、会計管理者に合議のうえ市長の決定を受けなければならないが、郡山市一時的保育事業・地域子育て支援拠点事業業務の委託において、会計管理者への合議及び市長の決定を受けずに委託していた。	措置 (完了)	歳入徴収の私人への委託の決定につきましては、財務規則の規定に基づき、会計管理者へ合議の上、平成29年1月11日付けで市長の決定を受けました。 平成29年3月21日措置通知 市長
3 こども育成課	1 収入事務について (1) 徴収事務 ウ 歳入の徴収を私人へ委託した際の事務に誤りがあつた。 (ア) 歳入の徴収を私人へ委託した際は、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき、委託したことを告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないが、郡山市一時的保育事業・地域子育て支援拠点事業業務の委託において、負担金の徴収業務を委託した際、その旨を告示、公表していなかつた。	措置 (完了)	歳入徴収の私人への委託の公告及び公表につきましては、地方自治法施行令に基づき、平成29年1月11日付けで公告し、各実施施設において、納入義務者の見やすい方法により公表いたしました。 平成29年3月21日措置通知 市長
4 大槻保育所 久保田保育所 大成保育所	(イ) 一時的保育事業・地域子育て支援拠点事業業務における負担金徴収の事務に際し、財務規則第48条第2項の規定に基づく領収証書（第36号様式（同様式に準ずるものとして、会計管理者の承認を受けものを含む。））を私人である受託業者に取り扱わせていた。	措置 (完了)	財務規則第48条第2項の規定に基づく領収証書の取り扱いにつきましては、出納員・分任出納員が領収証書を取り扱うよう改めました。 なお、平成29年2月1日以降は、受託業者が一時的保育事業入所者負担金を徴収していることから、財務規則第48条第2項の規定に基づく領収証書は使用しておりません。 平成29年3月21日措置通知 市長
5 大槻保育所 久保田保育所 大成保育所	(2) 現金取扱事務 つり銭の保管が不適切であつた。 つり銭については、出納員等が郡山市釣銭等資金取扱要領第7条に基づき、安全確実な方法により適正に保管しなければならないが、一時的保育事業の際に、一時的につり銭を受託業者に取り扱わせていた。	措置 (完了)	つり銭の適正な保管につきましては、出納員・分任出納員がつり銭を取り扱うよう改めました。 なお、平成29年2月1日以降は、受託業者が一時的保育事業入所者負担金を徴収していることから、つり銭は平成29年2月21日付けで会計管理者へ返納いたしました。 平成29年3月21日措置通知 市長
6 健康長寿課 総務課 食肉衛生検査所	2 支出事務について (1) 賃金支出事務 臨時職員の賃金支出事務に適切でないものがあつた。 支出権者は、財務規則第55条の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、臨時職員の賃金を誤支給しているものがあつた。 ア 勤務を要しない日を出勤として臨時職員出勤調書を作成し、賃金と通勤手当を過支給しているもの	措置 (完了)	臨時職員賃金の過支給につきましては、下記のとおり戻入れを完了いたしました。 今後は、賃金支給に誤りがないよう複数の職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。 (健康長寿課) 平成28年11月4日及び11月15日 (保健所総務課) 平成28年11月15日 (食肉衛生検査所) 平成28年11月15日及び11月22日 平成29年3月21日措置通知 市長

平成28年度 第2回定期監査（平成28年12月12日報告） 【指摘事項】
 対象部局：保健福祉部、こども部、会計課

該当所属	監査の結果（指摘事項）	措置・対応状況の別	内容
7 こども育成課 会計課	イ 年次有休休暇の取得可能期間及び時間を誤認し、年次有給休暇又は欠勤として臨時職員出勤調書を作成し、賃金を過支給又は賃金を少なく支給しているもの。	措置 (完了)	（こども育成課） 臨時職員3人の賃金の支給誤りにつきましては、年次有給休暇の付与日数の誤りが原因であることから修正処理をし、戻入れ及び追加支給は平成28年12月9日に完了いたしました。 なお、賃金支出事務につきましては、今回の誤りを受け、所長等の実務者を対象に説明会を開催するなど再発防止に努めました。 （会計課） 臨時職員賃金の誤支給による不足分については、平成28年9月20日に追給処理をいたしました。 平成29年3月21日措置通知 市長
8 こども未来課	3 契約事務について (1) 履行確認事務 検査書を作成していないものがあつた。 執行予定金額が10万円以上の施設修繕において、修繕が完了した時には、契約規則第44条第3項の規定に基づき、検査書を作成しなければならないが、検査書を作成していないものがあつた。	措置 (完了)	執行予定金額が10万円以上の施設修繕の検査書作成につきましては、指摘のありました平成28年12月12日以降、修繕完了時に検査書を作成しております。 平成29年3月21日措置通知 市長
9 こども支援課	(2) 契約締結事務 ア 契約書に収入印紙の貼付がないものがあつた。 委託契約に係る契約書には、印紙税法第8条の規定に基づき、収入印紙を貼付しなければならないが、貼付のない契約書を受理しているものがあつた。	措置 (完了)	収入印紙の未貼付契約書の受理については、指摘後、受託業者から収入印紙を貼付した委託契約書を受領いたしました。 平成29年3月21日措置通知 市長
10 大成保育所	イ 適正な手続きを行わずに、分割発注で契約をしているものがあつた。 支出負担行為権者は、執行予定額が10万円以上のものについては予算執行何書を作成し、契約規則第39条の3第3項の規定に基づき、2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、分割発注により1件当たりの金額を10万円未満とし、1者随意契約としているものがあつた。	措置 (完了)	分割発注での契約につきましては、指摘のありました平成28年12月12日以降、契約規則の規定を遵守し、適正な事務執行の取り扱いをしております。 平成29年3月21日措置通知 市長
11 保健所総務課 こども育成課	4 財産管理事務について (1) 公有財産管理事務 行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあつた。 行政財産の目的外使用許可をしたときは、財産規則第27条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあつた。	措置 (完了)	（保健所総務課） 指摘のありました許可内容については、平成28年11月1日に財務会計システムに登録を行いました。 今後は、財産規則の規定に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。 （こども育成課） 行政財産の目的外使用許可による財務会計システムへの登録につきましては、財産規則に基づき、平成28年11月1日に登録いたしました。 平成29年3月21日措置通知 市長